

簡易水道・下水道事業の現状

簡易水道料金の格差解消・下水道使用料の見直し

各経営審議会が市長に答申

市水道事業経営審議会と市下水道事業等経営審議会ではそれぞれ、「簡易水道料金の格差解消」「下水道使用料の見直し」について市長から諮問を受け、審議を重ねてきました。そして10月2日に審議の結果を市長に答申しましたので、その内容についてお知らせします。

市では、今回の答申を受け、簡易水道料金および下水道使用料の改定について、12月議会に提案する予定です。

簡易水道料金の格差解消

水道料金の格差解消について審議している水道事業経営審議会第4回目が9月19日に開催され、10月2日に答申を受けましたのでお知らせします。

問い合わせ 水道課 26 2111 (内線162)

(1) 料金水準の決定

繰入金の基準
簡易水道事業の赤字分として一般会計から補てんされている基準外繰入金を限度額を平成17年度決算額の6600万円とします。

料金回収率の決定
事業費試算最終年度(平成27年度)の料金回収率を87%とします。

(2) 老朽施設の更新計画

総合計画(南部5町)
上矢作統合簡易水道事業(平成19年まで) 約10億円
岩村簡易水道水量拡張事業(平成19年から) 約7億円
山岡統合簡易水道事業(平成21年から) 約11億円
明智統合簡易水道事業(平成23年から) 約13億円

(3) 料金の体系

料金体系は、使用料1立方から加算する基本料金制とします。また大口利用者に適正な原価を求める逓増型従量料金制とします。これは、下水道の体系と同様です。

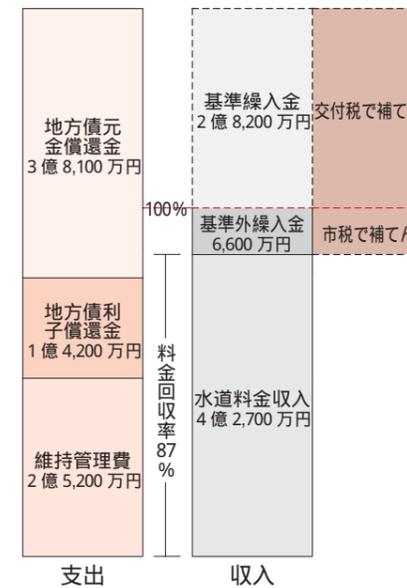
(4) 統一への経過措置

統一料金への移行は、平成19年度から行い、移行期間は平成23年度、25年度までの最長7年間とします。

(5) 口径13mmの料金設定

旧恵那市域では、口径13mmと20mmは同一料金ですが、南部5町では、別料金となっていたので、20mmの料金の約90%となる口径13mmの基本料金を新たに設定します。

歳入・歳出予測 (総額7億7,500万円)



41年が経過した中田浄水場(山岡町)

簡易水道料金の格差解消について(答申)

水道事業経営審議会では、審議を受けて、市長に対し次のように諮問の答申を行いました。

(1) 簡易水道料金の格差解消については、市内統一料金により解消すること。

【理由】

・市内全域で持続可能な水道事業を実施し、安定的に供給するためには、老朽化施設を更新し、施設を再編、再構築していく必要があり、今後設備投資が見込まれるので、料金改定を行う必要がある。

・大きな料金格差については、負担の公平、財政の健全化を考慮し、適正な料金に統一する必要がある。

(2) 料金体系については、水使用の多様化に対応する上水道の料金体

系を採用すること。なお、口径13mmの基本料金を特例として設けること。

【理由】

・使用水量1立方から加算する基本料金制および大口利用者に負担を求める逓増型従量料金制を採用している上水道の料金体系がより適切である。

(3) 利用者の急激な負担を緩和するため、移行期間を原則5年(平成23年度統一)とするが、格差の大きい地域では、最長7年(平成25年度統一)とすること。

(4) 料金改定にあたっては、市民の理解と協力が必要であり、そのために市民に十分説明していくこと。

(附帯意見)

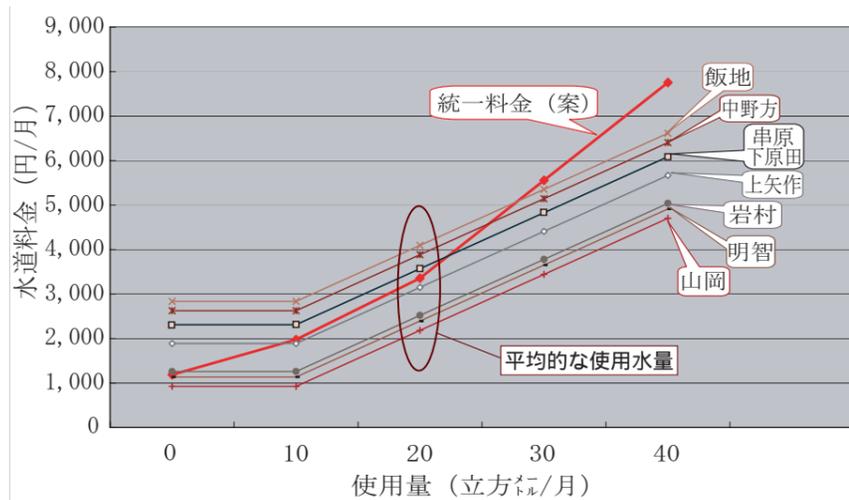
ア. 簡易水道料金は、合併時の旧市、旧町村間の最も大きな住民負担格差であるため、簡易水道事業として、値上げとなる地域へ、その必要性和用途について十分に説明すること。

イ. 旧町村の簡易水道施設は、早期に建設されたため、老朽化が進んでいる。新市の総合計画において、水質の向上、安定供給のため、旧町村の施設の更新を進めること。

ウ. 水源地の汚染が心配される簡易水道では、上流のより安全な水源を確保し、安心して飲める飲料水を供給すること。

エ. 経済情勢等、市民生活に大きな影響を及ぼすような事態発生時には、十分市民の要望に応えられるよう柔軟な対応をすること。

現在の簡易水道料金と統一料金(案)(口径13mm、飯地・中野方は口径20mm)



簡易水道料金の格差解消にかかわる水道事業経営審議会の資料は恵那市ホームページに掲載しています。
<http://www.city.ena.gifu.jp>



簡易水道料金表(案)

口径 (mm)	基本料金 (円/月)	従量料金 (円/立方)			
		第1段階 1~10立方	第2段階 11~20立方	第3段階 21~50立方	第4段階 51立方~
13	1,186	79	138	220	243
20	1,312				
25	3,444				
30	5,670				
40	9,334				
50	13,471				
75	27,940				

この料金表は、1カ月の料金が計算できるように換算してあります。

一般家庭での料金比較

(口径13mm、飯地・中野方は口径20mm)

1カ月の料金 (20立方使用時)	現行	改定後	改定率
飯地	4,095円	3,482円	15.0%
中野方	3,885円		10.4%
岩村	2,520円	3,356円	33.2%
山岡	2,184円		53.7%
明智	2,394円		40.2%
串原	3,570円		6.0%
上矢作	3,150円		6.5%
下原田	3,570円		6.0%

改定後の料金は、移行期間後の料金です。

下水道事業の現状と使用料の見直し

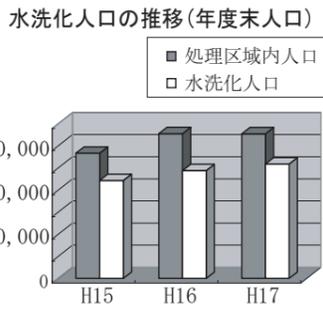
市内の下水道は、公共下水道1処理区、特定環境保全公共下水道4処理区、農業集落排水事業6処理区の11の区域で汚水の浄化、河川の水質保全に取り組んでいます。ここでは、下水道経営の現状と答申の内容についてお知らせします。

問い合わせ 下水道課 26 2111 (内線172)

経営状況

(1) 水洗化率の現状

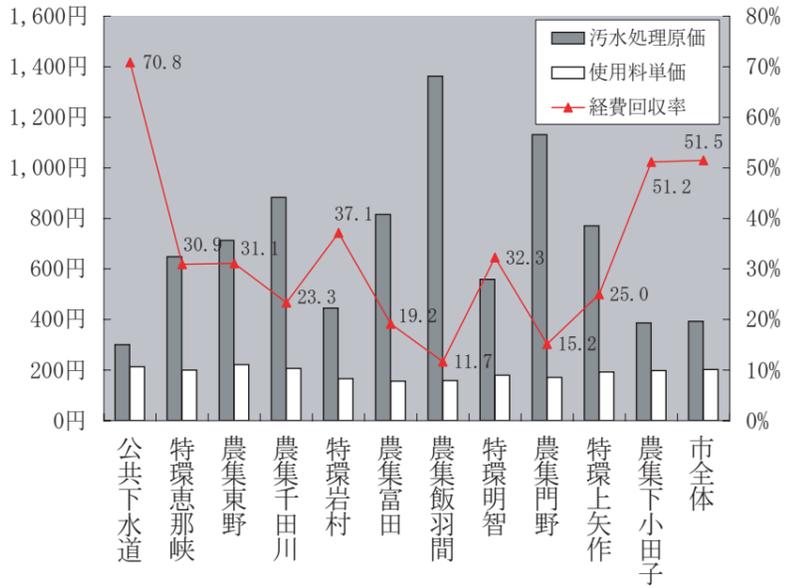
平成17年度末における下水道事業区域内の人口は3万2706人、水洗便所設置済人口は2万5877人で、水洗化率は79.1%となっています。下水道の普及促進が健全経営の大きな課題となっています。



(2) 平成17年度の決算状況(見込み)

平成17年度公共下水道事業特別会計および農業集落排水事業特別会計の決算状況(見込み)は、次のとおりです。下水道事業には、「雨水公費・汚水私費」という原則があり、雨水の処理費用は税により、汚水の処理費用は使用料によって賄うべきものとなっています。しかし現状では、使用料全額で賄うことができないため、不足分を一般会計からの繰入金(税)に依存しており、市の大きな財政負担となっています。

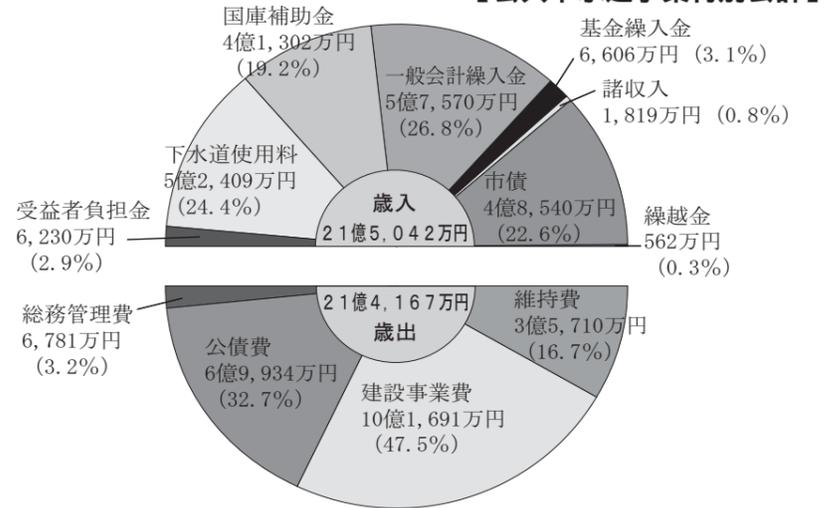
【各処理区の経営指標】



(3) 処理区ごとの経営指標
汚水処理経費が使用料でどの程度賄われているかをみることに伴って、その施設の効率性を計ることが出来ます。これを経費回収率といいますが、処理区全体の経費回収率は51.5%となっています。

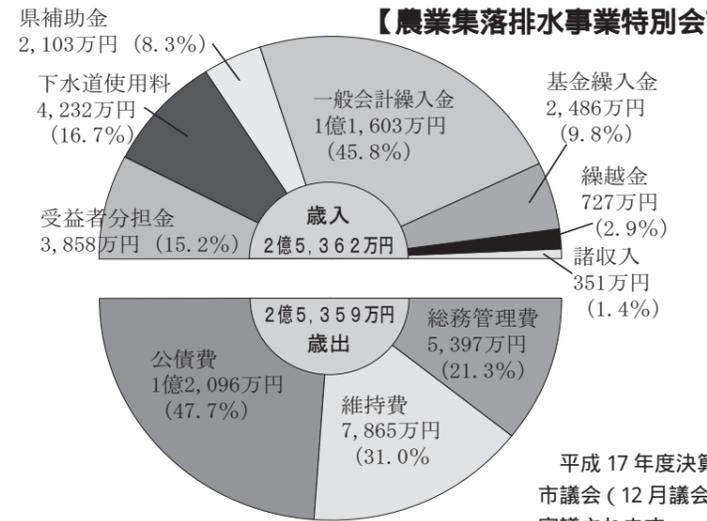
【用語解説】 汚水処理原価 = 有収水量1立方メートルあたりの汚水処理費
使用料単価 = 有収水量1立方メートルあたりの使用料
有収水量 = 使用料の徴収対象となる水の使用量
汚水処理費 = 下水道施設の維持管理に要する経費、汚水処理のための建設事業に要した市債の返済金

【公共下水道事業特別会計】



水洗化の啓発 (明智町内)

【農業集落排水事業特別会計】



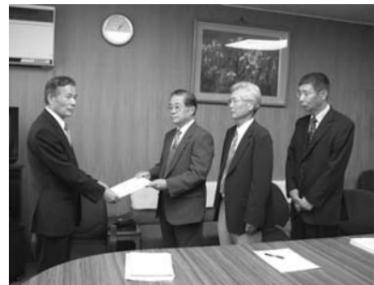
平成17年度決算は、市議会(12月議会)で審議されます。

下水道使用料の見直しについて(答申)

下水道事業等経営審議会では、審議を受けて、市長に対し次のように諮問の答申を行いました。
(1) 下水道事業の健全な財政運営を図るため、また住民サービスの平等性、公共料金としての公平性に鑑み、使用者割合が最も高い大井町・長島町・東野区域の料金体系に統一をすること。
(2) 利用者の急激な負担を緩和するために、統一までの移行期間を3年間とすること。

使用料の見直し

合併協定において、「下水道料金については健全経営を目指し速やかに調整する」と確認されています。現行の料金体系は、大井町・長島町・東野、岩村町、明智町、上矢作町の4つの区域別に設定されています。



下水道事業等経営審議会の答申

市では、審議会からの答申を基本に、料金の見直しを進めることとしており、皆さんのご理解とご協力をお願いします。

現行料金を大井町・長島町・東野区域の料金体系に統一

	大井町・長島町・東野	岩村町	明智町	上矢作町
1カ月の使用料(20立方メートル使用時)	3,620円	3,045円	3,360円	3,460円

上水道使用世帯の場合

水洗化にご協力を

市では、水洗化の普及促進を図るため、次の事業を実施しています。

- 【水洗便所等整備資金融資 あっせん、利子補給事業】
汲み取り便所から水洗便所へ改造する際の工事費を、市が指定する金融機関に融資あっせんを行い、利子補給を行います。
- 【融資限度額】 200万円
- 【利率】 3・4% (平成18年度)
- 【償還期間】 5年以内
- 【利子補給金】 償還終了後に支払った利子額を市から助成します。(限度額10万円)
- 【合併処理浄化槽設置補助事業】
下水道、農業集落排水事業区域外にお住まいの方に、合併処理浄化槽を設置する費用を助成します。
- 【助成額】
5人槽 60万円
7人槽 66万円
10人槽 76万9千円